

マーク管理要綱

制定日 : 2025 (平成 17) 年 8 月 15 日

改正日 : 2024 (令和 6) 年 3 月 18 日

文書番号 : JWG-3501

版番号 : 第5版

作成	審査	承認
2024/ 3/18	2024/ 3/18	2024/ 3/18
		

公益社団法人 日本水道協会

水道 G L P 認定事務局 マーク管理要綱 文書番号：JWG-3501					制定日 2005(H17). 8.15		
改 正 履 歴 表							
項目	版番号	頁	制定・改正 年月日	改 正 内 容	作 成	審 査	承 認 担当部長
制定	1-1	全	2005. 8.15 (H17)	新規作成・制定	上杉	西野	石井
改正	2	全	2014. 5.15 (H26)	品質マニュアルの見直しに伴う改正	宇田川	佐藤	木村
改正	3	全	2017. 4. 1 (H29)	品質マニュアルの見直しに伴う改正	田畑	北澤	芦田
改正	4	全	2021. 3.23 (R3)	品質マニュアルの見直しに伴う改正	内山	笹川	芦田
改正	5	全	2024. 3.18 (R6)	水道 G L P バッジの追記に伴う改正	嶋原	高橋	本荘谷
改正							

改正 2 版 施行：平成 26 年 6 月 1 日

改正 3 版 施行：平成 29 年 4 月 1 日

改正 4 版 施行：2021 年 4 月 1 日

改正 5 版 施行：2024 年 4 月 1 日

1. 目的

この要綱は、水道GLP認定事務局（以下、「事務局」という）が認定水道水質検査機関に対して、水道GLP認定品質マニュアル(JWG-1001)の「7. 12 認定証及び認定マークの使用」に基づき認定証、認定マーク及び水道GLPバッジを利用する場合の使用方法和注意事項を遵守させることを目的とする。

2. 認定マーク

(1) 認定マークの表示

① 認定マークは、図－1 に示すようにロゴ部及び認定番号部で構成される。



図－1

② マーク部の基本色は、青色とし、指定色印刷の場合はD I C－1 8 3、又は4原色印刷の場合は、C 9 0 + M 4 0とする。

サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認める。なお、マーク部の文字は、地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

認定番号部は、黒色とする。

③ 認定マークはロゴ部又は認定番号部の部分のみを使用することはできない。

④ 認定マークは、縮小又は拡大して表示することができる。なお、必要な場合には、マーク部の清刷りを事務局から提供する。

(2) 使用範囲

① 認定水道水質検査機関は、認定を授与されている範囲内の水質検査項目の検査結果だけを含む水質検査結果書においては、認定を引用又は認定マークを使用することができる。

② 認定水道水質検査機関は、水質検査結果書の中に認定範囲外の水質検査項目の検査結果及び下請負契約で行われた検査結果を含めることができるが、この場合当該水質検査結果書において認定範囲内の項目と範囲外の項目を明確に区別又は表示しなければならない。

③ 認定水道水質検査機関は、この要綱記載の条件で、当該機関が発行する広報物、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド及び名刺等に、認定の引用又は認定マークを使用することができる。

3. 水道GLPバッジ

- (1) 水道GLPバッジは事務局が発行するものとし、認定水道水質検査機関の複製は認めない。なお、水道GLPバッジの料金については「水道GLP認定手数料規則（JWG-4001）」に定める。
- (2) 水道GLPバッジの使用範囲は、水道GLPの審査員及び認定水道水質検査機関の水道GLP要員とする。

4. 適用期間

認定証、認定マーク及び水道GLPバッジは、認定の有効期間内においてのみ使用することができる。

5. 使用上の制限

- (1) 認定水道水質検査機関は認定範囲の水質検査項目のみが認定されていることを主張できる。認定範囲外の水質検査項目についても認定がなされたと誤解を与える可能性のある表現方法で認定証及び認定マークを利用してはならない。
- (2) 水道GLPの不評判を招くような方法で認定を利用しないこと。また、認定に関連して、誤解を招くか又は正当でないと事務局がみなすような表明を行わないこと。
- (3) 事務局が認定水道水質検査機関の水質検査結果を認証していることを暗示するような方法で認定を利用しないこと。
- (4) 認定水道水質検査機関が発行する証明書、報告書等において誤解を招くような方法で認定証及び認定マークを利用しないこと。

6. 一時停止又は範囲縮小時の処置

認定が一時停止された場合には、直ちに認定の引用を含む広報物その他の使用を停止すること。また、認定範囲が縮小された場合、その縮小された認定範囲に対しては、直ちに認定マークの使用を中止すること。

7. 使用違反の処置

事務局は認定水道水質検査機関に対し、認定証、認定マーク及び水道GLPバッジの使用違反が明らかになった場合は、認定委員会に諮り次の処置をとる。

- ① 是正処置
- ② 認定の取消し
- ③ 認定の一時停止
- ④ 違反の公表
- ⑤ 必要に応じて他の法的手段

[関連文書] 水道GLP認定手数料規則（JWG-4001）

[使用様式] なし